

令和3年度 集団指導
指定居宅介護支援事業者

過去の指摘事例等を

踏まえた留意点

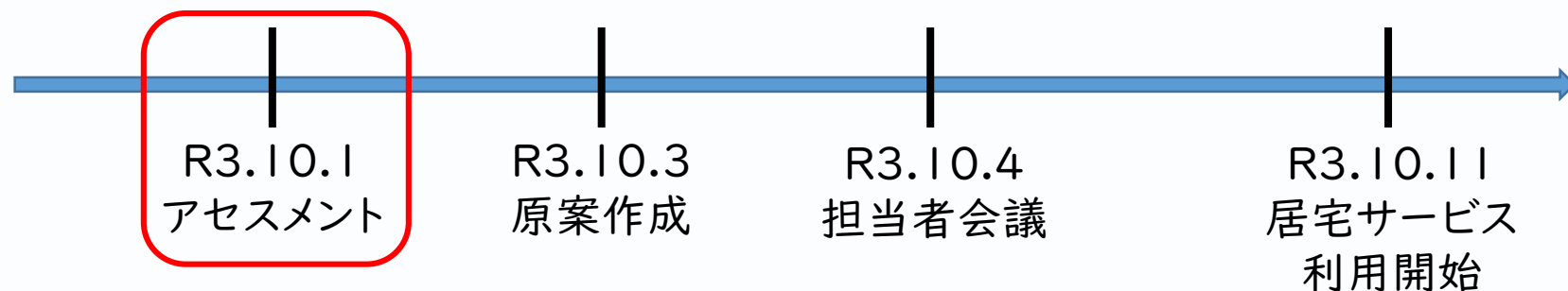
太田市福祉こども部 社会福祉法人監査室

1. 「重要事項説明の同意」について (1)

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ重要事項の説明及び同意取得が必要

【間違いやすい点】

- ・重要事項の説明及び同意取得は、指定居宅介護支援の提供の開始（居宅サービス計画作成に係る一連のプロセスの開始）までに行われる必要がある。



上記の場合、**R3.10.1**までに重要事項説明及び同意取得が必要!

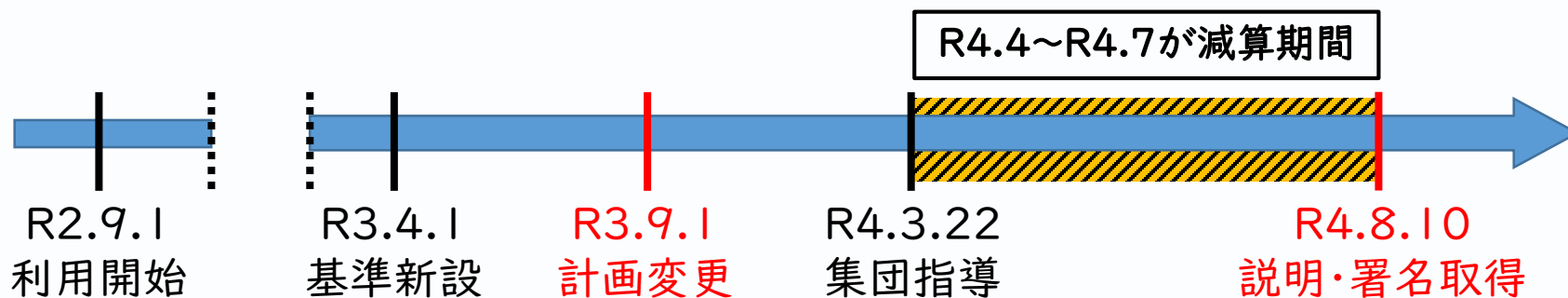
1. 「重要事項説明の同意」について（2）

R3報酬改定により、指定居宅介護支援の提供開始に際し文書交付による説明及び署名による同意を得る事項が追加

- ① 前6月間のサービス計画において、訪問介護等が位置付けられた計画の割合
- ② 前6月間の訪問介護等の同一指定居宅サービス事業者等の割合（上位3事業者）

【独自措置】

・R3.3.31以前からの利用者については、R3.4.1以降の最初の居宅サービス計画変更時までに署名を得ていない場合は、運営基準減算の対象となる。ただし、太田市の独自基準として、**R3年度集団指導（R4.3.22）以降を運営基準減算の対象とすることとする。**



2. 「サービス担当者会議」について

居宅サービス計画作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議で、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、計画の内容について担当者の専門的な見地から意見を求める

【間違えやすい点】

- ・やむを得ない理由で担当者が出席しない場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるとしているが、照会内容については記録し5年間保存すること。
- ・照会する場合は、サービス担当者会議前にすること。

3. 「医療サービスの位置付け」について

利用者が訪看、通りハ等の医療サービス利用を希望している場合、利用者の同意を得て主治の医師等に意見照会し、指示がある場合に限り居宅サービス計画に医療サービスを位置付けることができる

【間違いやすい点】

- ・主治の医師等に意見を求めた場合、居宅サービス計画を作成した際には、当該計画を主治の医師等に交付しなければならない。（交付の方法は対面のほか、郵送やメール等でも差し支えない）
- ・これらのやりとりは、支援経過等に記録しておくことが望ましい。

4. 「個別サービス計画の提出依頼」について

居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高めるため、個別サービス計画の提出を求めることでその整合性を確認するとともに、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図る

【間違いやすい点】

- ・サービス提供事業者から自主的に個別サービス計画が提出されなかった場合に、提出を求めている。（必ずしも受理しなければならないものでないが、連動性・整合性の観点からも、提出してもらうのが望ましい。）

5. 「個人情報同意」について

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない

【間違えやすい点】

- ・利用者の同意だけでなく、その家族（代表者）の同意も得なければならない。例えば、家族が遠方に住んでいる等であっても、個人情報を使用する場合は家族の同意を文書により得る必要がある。

6. 「入院時情報連携加算」について

入院時情報連携加算：（Ⅰ）200単位 （Ⅱ）100単位

【間違えやすい点】

- ・算定基準となっている『入院してから情報提供するまでの日数』の考え方について、入院日を1日目として起算すること。
(R1.9.20 群馬県通知より)

【居宅】過去の指摘事例等を踏まえた留意点

必須

②～⑥ いずれか3者以上

(※②③いずれか必須)

①

入院中の
保険医療機関

医師

又は

看護師
等

②

在宅療養
医療機関

医師

若しくは

看護師
等

③

(②の指示を受けた)
訪問看護ステーション

看護師
等

若しくは

理学
療法士

若しくは

作業
療法士

若しくは

言語
聴覚士

④

居宅介護支援
事業所

介護支援
専門員

⑤

保険医

歯科
医師

若しくは
その指示を受けた

歯科
衛生士

⑥

保険薬局

薬剤師

8. 「特定事業所加算」について

当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること

【間違えやすい点】

- ・計画的に研修を実施するにあたり、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに計画を定めなければならない。

なお、他の法人と共同で行う事例検討会、研修会等についても、同様に、計画を定めなければならない。

(補足)「軽微な変更」について

利用者の希望等による「軽微な変更」について、ケアプラン作成にあたっての一連の業務を省略することができる。

軽微な変更 = (利用者の状況に変化がないことが前提で、)
援助の方針・方向性が変更にならない程度のもの

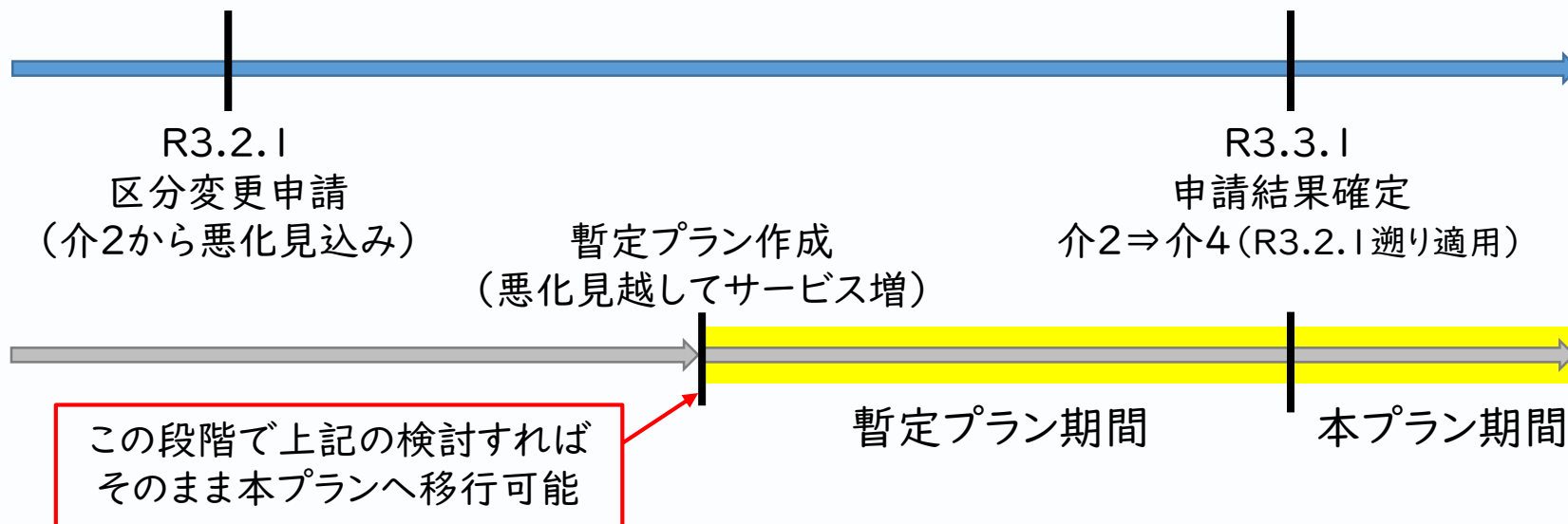
【軽微な変更の例】 (※介護保険最新情報 Vol.155参照)

- ・サービス提供の一時的な曜日変更、週1回程度の回数増減
- ・単なる目標設定期間の延長(目標の変更なし)
- ・機能の変化を伴わない同一種目における福祉用具の変更
- ・目標を達成するためのサービス内容の変更 など

「軽微な変更」と判断した場合は、変更の事由、軽微な変更である理由、利用者・家族及びサービス事業者との調整の経緯や内容を支援経過に記録し、変更後の居宅サービス計画を交付すること。

(補足)「暫定プランの作成」について

暫定プラン作成に係るサービス担当者会議において、参加者（照会等により意見照会した担当者含む）に「要介護度の変更（又は更新等）の結果が暫定プランによって想定する内容と相違なく、サービス内容に変更がない場合は、暫定プランを本プランに移行する」という検討がされ、実際に相違がなく、暫定プランを本プランに移行する旨をサービス担当者会議の参加者に伝達した場合は、一連のケアマネジメントプロセスによる居宅サービス計画の作成を省略し、暫定プランを本プランへ移行させることも可能（独自基準）。



【参考資料】

- 条例:太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(H30.3.16条例第12号)
- 規則:太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則(H18.3.29規則第15号)
- 解釈通知:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11.7.29老企第22号)
- 報酬告示:指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第20号)
- 留意事項:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)

令和3年度集団指導 受講報告について

※以下のリンクより、受講報告をお願いいたします。

これをもって、今年度の集団指導へ参加いただいたものとさせていただきます。

(リンク)ぐんま電子申請受付システム

【URL】

https://s-kantan.jp/city-ota-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6794



受付締切：令和4年3月22日(火)